町田市指導監查基準(地域密着型特定施設入居者生活介護)

○根拠法令

「法」=介護保険法(平成9年11月7日法律第123号)

「市条例」=町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する市条例(平成24年12月26日町田市条例第53号)

「解釈通知」=指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成 18 年 3 月 3 日 老計発第 0331004 号 老老発第 03311017 号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長通知)

「報酬告示」=指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号)

「留意事項」=指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号 老振発第 0331005 号 老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知)

項	I	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
第1 基本	方針	1 基本方針		
		(1)指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)の事業は、地域密着型特定施設サービス計画(法第8条第21項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下「利用者」という。)が指定地域密着型特定施設(同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。	市条例第 129 条第 1 項	С
		(2)指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。	市条例第 129 条第 2 項	С
第2 人員		1 従業者の員数		
る基準		(1) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「地域密着型特定施設従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところになっているか。 ① 生活相談員 1以上 ② 看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)又は介護職員 ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。	市条例第 130 条第 1 項	С

		T	1
項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
	イ 看護職員の数は、常勤換算方法で、1以上とすること。 ウ 常に 1 以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。 ③ 機能訓練指導員 1以上 ④ 計画作成担当者 1以上	解釈通知第3の6の1(2)	
	(2) 前項第2号アの利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、 推定数による。	市条例第 130 条第 2 項	С
	(3)(1)①の生活相談員のうち1人以上は、常勤の者であるか。	市条例第 130 条第 3 項	С
	(4)(1)②の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者であるか。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、常勤換算方法で1以上とする。	市条例第 130 条第 4 項 解釈通知第 3 の 6 の 1(3)	С
	(5)(1)③の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとなっているか。	市条例第 130 条第 5 項 解釈通知第 3 の 6 の 1(4)	С
	(6)(1)④の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっているか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。	市条例第 130 条第 6 項	С
	(7)(1)①、(3)及び(4)並びに(6)の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。① 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員② 病院 介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)。② 介護医療院 介護支援専門員	市条例第 130 条第 7 項 解釈通知第 3 の 6 の 1(1), (4) 及び(5)	С
	(8)(1)①の生活相談員、(1)②の看護職員及び介護職員、(1)③の機能訓練指導員並びに(1) ④の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施 設等の職務に従事することができるものとする。	市条例第 130 条第 8 項	С

項	目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
		(9) 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき、又は第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護平業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。	市条例第 130 条第 9 項 解釈通知第 3 の 6 の 1(6)	С
		(10) 指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。	市条例第 130 条第 10 項	С
		2 管理者		
		指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務(本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。)若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。	市条例第 131 条 解釈通知第 3 の 6 の 1(7)	С
第3 設備	備に関す	1 設備		
る基準		(1) 指定地域密着型特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。) は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築 物をいう。(2)において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物を いう。(2)において同じ。)であるか。	市条例第 132 条第 1 項	С
		(2)(1)の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定地域密着型特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 ① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。	市条例第 132 条第 2 項	С

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
	② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。		
	(3)指定地域密着型特定施設は、一時介護室(一時的に利用者を移して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。)、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しているか。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあっては浴室及び食堂をそれぞれ設けないことができるものとする。	市条例第 132 条第 3 項	С
	(4) 指定地域密着型特定施設の介護居室(指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。)、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準を満たしているか。 ① 介護居室 アーの居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができること。 イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。 ウ 地階に設けないこと。 エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。 ② 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。 ③ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。 ④ 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。 ⑤ 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。	市条例第 132 条第 4 項 解釈通知第 3 の 6 の 2(1)及び (2)	C
	(5) 指定地域密着型特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間及び構造を有するものであるか。	市条例第 132 条第 5 項 解釈通知第 3 の 6 の 2(3)	С
	(6) 指定地域密着型特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。	市条例第 132 条第 6 項 解釈通知第 3 の 6 の 2(4)	С
	(7)(1)から(6)までに規定するもののほか、指定地域密着型特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法(昭和23年法律第186号)の定めるところによっているか。	市条例第 132 条第 7 項	С

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根拠法令	評価 区分
第4 運営に関す る基準	1 内容及び手続の説明及び契約の締結等 (1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。	市条例第 133 条第 1 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(1)	С
	(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当 に狭めるような契約解除の条件を定めてないか。	市条例第 133 条第 2 項	С
	(3) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定地域密着型特定施設入居者 生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている 場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適 切な手続をあらかじめ(1)の契約に係る文書に明記しているか。	市条例第 133 条第 3 項	С
	(4) 市条例第9条第2項から第6項までの規定は、(1) の規定による文書の交付について準用する。	市条例第 133 条第 3 項	С
	2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等		
	(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定地域密 着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んでいないか。	市条例第 134 条第 1 項	С
	(2)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはいないか。	市条例第 134 条第 2 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(2)	С
	(3) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者(以下「入居者等」という。)が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認める場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。	市条例第 134 条第 3 項	С
	(4)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の 提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。	市条例第 134 条第 4 項	В
	3 受給資格等の確認		

			Τ	
項	目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
		(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の 提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格及び要介護認定 の有無並びに要介護認定の有効期間を確認しているか。	市条例第 149 条(第 12 条第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12)① (第 3 の 1 の 4(4)①準用)	С
		(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するように努めているか。 4 要介護認定の申請に係る援助	市条例第 149 条 (第 12 条第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 1 の 4(4) ②準用)	В
		(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の 提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に 行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ て速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	市条例第 149 条 (第 13 条第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 1 の 4(5)①準用)	С
		(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前に行われるよう、必要な援助を行っているか。	市条例第 149 条 (第 12 条第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 1 の 4(5)②準用)	С
		5 サービスの提供の記録		
		(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定地域密着型特定施設の名称を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。	市条例第 136 条第 1 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(3)	В又はС
		(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を 提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。	市条例第 136 条第 2 項	B又はC
		6 利用料等の受領		
		(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域 密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指 定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定 地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除 して得た額の支払を受けているか。	市条例第 137 条第 1 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(4)	С

項	目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
		(2)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	市条例第 137 条第 2 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(4)	С
		(3) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、(1) 及び(2) の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用以外の額の支払を利用者から受けていないか。 ① 利用者の選択により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ② おむつ代 ③ ①及び②に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの	市条例第 137 条第 3 項	С
		(4)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	市条例第 137 条第 4 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(4)	С
		7 保険給付の請求のための証明書の交付		
		指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	市条例第 149 条 (第 22 条準 用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 1 の 4 (13) 準用)	B又はС
		8 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針		
		(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止 に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適 切に行われているか。	市条例第 138 条第 1 項	В又はС
		(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然 かつ画一的なものとならないよう配慮して行われているか。	市条例第 138 条第 2 項	B又はC
		(3) 地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法 等について、理解しやすいように説明を行われているか。	市条例第 138 条第 3 項	B又はC

			T	<u> </u>
項 目		基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
		(4)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の 提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得 ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	市条例第 138 条第 4 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(5)①	С
		(5) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	市条例第 138 条第 5 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(5)①	С
		(6) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	市条例第 138 条第 6 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(5)②~ ④	С
		(7)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設 入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	市条例第 138 条第 7 項	B又はC
	!	9 地域密着型特定施設サービス計画の作成		
		(1)指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	市条例第 139 条第 1 項	B又はC
		(2)計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。	市条例第 139 条第 2 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(6)	B又はC
		(3)計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しているか。	市条例第 139 条第 3 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(6)	B又はC
		(4)計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	市条例第 139 条第 4 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(6)	B又はC
		(5)計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。	市条例第 139 条第 5 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(6)	B又はC

			T	1
項	目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
		(6)計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行っているか。	市条例第 139 条第 6 項	B又はC
		(7)(2)から(5)までの規定は、(6)に規定する地域密着型特定施設サービス計画の変更について準用する。	市条例第 139 条第 7 項	B又はC
		10 介護		
		(1)介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。	市条例第 139 条第 1 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(7)①	С
		(2)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間 に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しているか。	市条例第 139 条第 2 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(7)②	С
		(3)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っているか。	市条例第 139 条第 3 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(7)③	С
		(4)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。	市条例第 139 条第 4 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(7)④	С
		11 機能訓練		
		指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	市条例第 141 条	С
		12 健康管理		
		指定地域密着型特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持 のための適切な措置を講じているか。	市条例第 142 条	В
		13 相談及び援助		
		指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている 環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用 者の社会生活に必要な支援を行っているか。	市条例第 143 条 解釈通知第 3 の 6 の 3(8)	С
		14 利用者の家族との連携等		

			1
項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、 利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	市条例第 144 条 解釈通知第 3 の 6 の 3(9)	В
	15 利用者に関する市への通知		
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている利用者が次のア又はイのいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。 ア 正当な理由なしに指定地域密着型特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	市条例第 149 条(第 28 条準 用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 1 の 4 (17) 準用)	B又はC
	16 緊急時等の対応		
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護従業者は、現に指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。また、次の点に留意しているか。ア協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。イ緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。		B叉はC
	17 管理者の責務		
	(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	市条例第 149 条(第 59 条の 11 第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 2 の 2 の 3(4) 準用)	B又はC
	(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者に第3の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	市条例第 149 条(第 59 条の 11 第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 2 の 2 の 3(4) 準用)	B叉はC
	18 運営規程		
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる 事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	市条例第 145 条 解釈通知第 3 の 6 の 3(10)	С

		<u> </u>	
項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
	 事業の目的及び運営の方針 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 3 入居定員及び居室数 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 ⑥ 施設の利用に当たっての留意事項 ⑦ 緊急時等における対応方法 ⑧ 非常災害対策 ⑨ 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項 		
	19 勤務体制の確保等		
	(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定地域密着型特定 施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。	市条例第 146 条第 1 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(11)①	B又はC
	(2)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しているか。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。	市条例第 146 条第 2 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(11)②~ ⑤	B又はC
	(3)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、(2)ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。	市条例第 146 条第 3 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(11)	С
	(4)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上の ために、その研修の機会を確保しているか。	市条例第 146 条第 4 項	С
	20 協力医療機関等		
	(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	市条例第 147 条第 1 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(12)①及 び②	С
	(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	市条例第 147 条第 2 項 解釈通知第 3 の 6 の 3(12)①及 び②	В
	21 非常災害対策		

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常 災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 22 衛生管理等	市条例第 149 条 (第 59 条の 15 準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12)(第 3 の 2 の 2 の 3(7)準用)	С
	(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備 又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	市条例第 149 条(第 59 条の 16 第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 2 の 2 の 3(8) 準用)	В又はС
	(2)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めているか。 23 掲示	市条例第 149 条 (第 59 条の 16 第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 2 の 2 の 3(8) 準用)	B又はC
	指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	市条例第 149 条(第 34 条準 用)	С
	24 秘密保持等		
	(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	市条例第 149 条 (第 35 条第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 1 の 4(23)①準用)	С
	(2)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	市条例第 149 条 (第 35 条第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 1 の 4(23) ②準用)	С
	(3)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	市条例第 149 条 (第 35 条第 3 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 1 の 4(23)③準用)	С
	25 広告	(A) 0 v2 1 v2 1(20) @ 4/II)	

項	目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
		指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはいないか。	市条例第 149 条(第 36 条準 用)	B又はC
		26 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止		
		(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	市条例第 126 条第 1 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(11)①	С
		(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	市条例第 126 条第 2 項 解釈通知第 3 の 5 の 4(11)②	С
		27 苦情処理		
		(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	市条例第 149 条 (第 38 条第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 1 の 4(25)①準用)	В又はС
		(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行っているか。	市条例第 149 条 (第 38 条第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 1 の 4(25)②準用)	B又はC
		(3)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例第 149 条 (第 38 条第 3 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 1 の 4(25) ③準用)	B又はC
		(4) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、市からの求めがあった場合には、(3) の 改善の内容を市に報告しているか。	市条例第 149 条(第 38 条第 4 項準用)	B又はC
		(5)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 3	市条例第 149 条(第 38 条第 5 項準用)	B又はC

			Τ	
項	目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
		号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合 においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		
		(6) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5) の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	市条例第 149 条(第 38 条第 6 項準用)	B又はC
		28 調査への協力等		
		指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	市条例第 149 条 (第 104 条準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 4 の 4(16) 準用)	B又はC
		29 地域との連携等		
		(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況の報告をし、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	市条例第 149 条 (第 59 条の 17 第 1 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 2 の 2 の 3(9)①準 用)	С
		(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、(1) の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	市条例第 149 条 (第 59 条の 17 第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 2 の 2 の 3(9) ②準 用)	B又はC
		(3) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	市条例第 149 条 (第 59 条の 17 第 3 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 2 の 2 の 3(9) ③準 用)	B又はC
		(4)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めているか。	市条例第 149 条(第 59 条の 17 第 4 項準用)	В

		T	T	1
項	目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
		30 事故発生時の対応		
		(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入 居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指 定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その 他必要な措置を講じているか。	解釈通知第3の5の4(12) (第3の2の2の3(9)④準 用)	B又はC
		(2)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入 居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っている か。 31 会計の区分	市条例第 149 条 (第 40 条第 1 項及び第 2 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 1 の 4(27) 準用)	B又はC
		指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	市条例第 149 条(第 40 条第 3 項準用) 解釈通知第 3 の 5 の 4(12) (第 3 の 1 の 4(27) 準用)	B又はC
		21 記録の整備		
		(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	市条例第 149 条(第 41 条準 用)	B又はC
		(2) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入 居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存している か。 ① 地域密着型特定施設サービス計画 ② 市条例第136条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録	解釈通知第3の5の4(12) (第3の1の4(28)準用)	B又はC
		③ 市条例第 138 条第 5 項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 市条例第 146 条第 3 項に規定する結果等の記録 ⑤ 市条例第 149 条において準用する第 28 条の規定による市への通知に係る記録 ⑥ 市条例第 149 条において準用する第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録 ⑦ 市条例第 149 条において準用する第 40 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑧ 市条例第 149 条において準用する第 59 条の 17 第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言 等の記録	市条例第 148 条第 1 項 市条例第 148 条第 2 項	
		1		<u> </u>

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
第5 変更の届出	1 変更の届出等		
	(1)事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定地域密着型サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	法第78条の5第1項 法施行規則第131条第1項及 び第2項	B又はC
	(2)事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第78条の5第2項 法施行規則第131条第3項	B又はC
第6 介護給付費	1 基本的事項		
の算定及び取 扱い	(1)指定地域密着型特定施設入居者生活介護に要する費用の額は、報酬告示の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。	法第42条の2第2項第3号 報酬告示の一	С
	(2) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。	報酬告示の二	С
	(3)1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	報酬告示の三	С
	2 地域密着型特定施設入居者生活介護費		
	地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準第 109 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(同項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下「利用者」という。)の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が平成 12 年厚生省告示第 27 号の五(職員数が基準を満たさない場合)に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定しているか。	報酬告示別表 6 の注 1	С
	3 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護		
	別に厚生労働大臣が定める施設基準のいずれにも適合するものとして市町村長に届け出た指定 地域密着型特定施設において、地域密着型指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合 に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、看護職員又は介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の五(職員数が基準を満た さない場合)に該当する場合は、同告示により算定しているか。	報酬告示別表 6 の注 2	С

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
	※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準 (1) 地域密着型指定地域密着型特定を施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居を介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービスを開発を施設の運営について三年以上の経験を有しているか。 (2) 当該特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用しているか。 また、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者の数は、当該指定地域密着型特定施設の入居定員の100分の10以下であるか。 (3) 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めているか。 (4) 家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領していないか。 (5) 介護保険法に基づく勧告、命令、老人福祉法による命令社会福祉法による命令、高齢者の居住の安定確保に関する法律による指法を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過しているか。 4 身体拘束廃止未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準指定地域密着型サービス基準第118条第5項及び第6項に規定する基準に適合していないこと。 指定地域密着型サービス基準第118条第5項及び第6項に規定する基準に適合していないこと。 指定地域密着型サービス基準第118条第6項及び第6項に規定する基準に適合していないこと。 (1) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に別知徹底を図ること。 (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。	報酬告示別表 6 の注 3 平成 27 年厚労告第 95 号「厚生 労働大臣が定める基準」六十の 三	C

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
	次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、入居継続支援加算として、1日につき36単位を所定単位数に加算しているか。ただし、サービス提供体制強化加算を算定している場合においては、算定しない。 (1)社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。 (2)介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。 (3)厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第9号に規定する基準に該当していないこと。	報酬告示別表 6 の注 4	С
	6 生活機能向上連携加算		
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき 200 単位を所定単位数に加算しているか。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき 100 単位を所定単位数に加算する。	報酬告示別表 6 の注 5	С
	※ 別に厚生労働大臣が定める基準 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテー ションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が当該指定 地域密着型特定施設を訪問し、機能訓練指導員等と共同して、利用者又は入所者ごとに個別機能 訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。	平成 27 年厚労告第 95 号 「厚生 労働大臣が定める基準」四十二 の三	
	7 個別機能訓練加算		
	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定地域密着型特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。	報酬告示別表 6 の注 6	C
	8 夜間看護体制加算		

項	目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価区分
		別に厚生労働大臣が定める施設基準のいずれにも適合するものとして市町村長に届け出た指定 地域密着型特定施設において、利用者に対して、地域密着型指定地域密着型特定施設入居者生活介 護を行った場合に夜間看護体制加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算しているか。	報酬告示別表 6 の注 7	С
		 ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準 (1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。 (2) 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24 時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。 (3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 	平成 27 年厚労告第 96 号 「厚生 労働大臣が定める施設基準」 三 十六	
		9 若年性認知症入居者受入加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型 特定施設において、若年性認知症入居者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期にお ける認知症によって要介護者となった入居者をいう。)に対して地域密着型指定地域密着型特定施 設入居者生活介護を行った場合は、若年性認知症入居者受入加算として、1日につき120単位を所 定単位数に加算しているか。	報酬告示別表 6 の注 8	С
		※ 別に厚生労働大臣が定める基準 受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における 認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。)ごとに個別の担当者を定めているこ と。	平成 27 年厚労告第 95 号 「厚生 労働大臣が定める基準」 四十二 の四	
		10 医療機関連携加算		
		看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関(歯科含む。)又は当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状態について月に1回以上情報を提供した場合は、1月につき80単位を所定単位数に加算しているか。	報酬告示別表 6 の注 9	С
		11 口腔衛生管理体制加算		
		別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型特定施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、口腔衛生管理体制加算として、1月につき30単位を所定単位数に加算しているか	報酬告示別表 6 の注 10	С

項目	基本的な考え方(観点)	根 拠 法 令	評価 区分
	※ 別に厚生労働大臣が定める基準 イ 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言 及び指導に基づき、利用者入所者又は入院患者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成 されていること。 ロ 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護 費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第5号に規定する基準に該当していない こと。	平成 27 年厚労告第 95 号 「厚生 労働大臣が定める基準」 六十八	
	12 栄養スクリーニング加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型特定施設の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算しているか。 当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定していないか。	報酬告示別表 6 の注 11	С
	※ 別に厚生労働大臣が定める基準 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等 の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第5号に規定する基準に該当していないこと 13 退院・退所時連携加算	平成 27 年厚労告第 95 号 「厚生 労働大臣が定める基準」 十九の ニ	
	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から指定地域密着型特定施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間については、退院・退所時連携加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※ 30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定地域密着型特定施設に再び入居した場合も同様とする。	報酬告示別表6のハ注	С
	14 看取り介護加算 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する施設が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算しているか。ただし、退去した日の翌日から死亡日までの間に、又は、夜間看護体制加算を算定していない場合は算定しない。	報酬告示別表 6 のニ注	С

項目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根拠法令	評価 区分
	 ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準 (1)看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。 (2)医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者による協議の上、当該指定地域密着型特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。 	平成 27 年厚労告第 96 号「厚生 労働大臣が定める施設基準」三 十七	
	(3)看取りに関する職員研修を行っていること。 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次の(1)から(3)までのいずれにも適合している利用者 (1)医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者である こと。 (2)医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者(以下この号において「医師等」という) が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な 者から説明を受け、当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で、同意 している者を含む。)であること。 (3)看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の 連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説 明を受け、同 意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者 を含む)であること。	平成 27 年厚労告第 95 号 「厚生労働大臣が定める基準」 四十二	
	15 認知症専門ケア加算 別に厚生労大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)認知症専門ケア加算(I) 3単位	報酬告示別表 6 のホ注	С
	(1) 認知症専門ケア加算(I) 3 単位 (2) 認知症専門ケア加算(II) 4 単位 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準 イ 認知症専門ケア加算(I)	平成 27 年厚労告第 95 号 「厚生 労働大臣が定める基準」四十二	

		Т	
項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
	(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が 20 人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が 20 人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 ※ 「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」(平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省者健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成 18 年 3 月 31 日老計第 0331007 号厚生労働省計画課長通知)に規定する「認知症介護実践リーダー研修」を指すものとする。ただし、平成 28 年 3 月 31 日までの間にあっては、「認知症介護に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護実践リーダー研修の研修対象者(認知症介護実践者等養成事業実施要綱(平成 21 年 3 月 26 日老免第 0326003 号。以下「要綱」という。)4(1)③イに掲げる者)に該当する者であって、かつ、平成 27 年 9 月 30 日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。 (3) 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 (1) イの基準のいずれにも適合すること。 (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ※ 「認知症介護の指導に係る専門的な研修としている者を 1 名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 ※「認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者とうるのは、認知症介護指導者研修のず算者等養、事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修の可能対象者(要綱 4(5)③において都道府県等から推薦を受けた者又は介護保険施設・事業所等の長から推薦を受けた者に該当する者であって、かつ、平成 27 年 9 月 30 日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。 (3) 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定していること。		
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、地域密着型指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算するただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)サービス提供体制強化加算(I)イ 18単位 (2)サービス提供体制強化加算(I)ロ 12単位	報酬告示別表 6 のへ注	С

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
(.	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 6 単位 (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位 ※ 別に厚生労働大臣が定める基準 イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	平成 27 年厚労告第 95 号 「厚生 労働大臣が定める基準」 六十一	
	(2) 地域密着型指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ地域密着型指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合において、(1)の介護職員の総数の算定にあっては、地域密着型指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供する介護職員と指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する介護職員の合計数によるものとする。 (3)人員基準欠如に該当していないこと。 サービス提供体制強化加算(1)口次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)指定地域密着型特定施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100の50以上であること。 (2)(1)の介護職員の総数の算定にあっては、イ(2)の規定を準用する。 (3)人員基準欠如に該当していないこと。 サービス提供体制強化加算(II)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)指定地域密着型特定施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。 (2)(1)の看護・介護職員の総数の算定にあっては、イ(2)の規定を準用する。 (3)人員基準欠如に該当していないこと。 サービス提供体制強化加算(III)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)地域密着型指定地域密着型特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2)(1)の職員の総数の算定にあっては、イ(2)の規定を準用する。 (3)人員基準欠如に該当していないこと。		
17	7 介護職員処遇改善加算		
	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、地域密着型指定地域密着型特	報酬告示別表 6 のト注 平成 27 年厚労告第 95 号「厚生 労働大臣が定める基準」六十二	С

項目	基本的な考え方(観点)	根拠法令	評価 区分
	定施設入居者生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか (1) 介護職員処遇改善加算(II) 2 から 16 までにより算定した単位数の 1000 分の 82 に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算(II) 2 から 16 までにより算定した単位数の 1000 分の 60 に相当する単位数 (3) 介護職員処遇改善加算(III) 2 から 16 までにより算定した単位数の 1000 分の 33 に相当する単位数 (4) 介護職員処遇改善加算(IV) (3) により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数 (5) 介護職員処遇改善加算(V) (3) により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数 18 介護職員等特定処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型特定施設が、利用者に対し、地域密着型特定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 2 から 16 までにより算定した単位数の 1000 分の 18 に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(II) 2 から 16 までにより算定した単位数の 1000 分の 12 に相当する単位数	報酬告示別表 6 のチ注 平成 27 年厚労告第 95 号 「厚生 労働大臣が定める基準」六十二 の二	C